

県南広域振興局長告示第11号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定に基づき、次のとおり建築士事務所に対する監督処分をした。

平成28年2月12日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 監督処分をした年月日 平成27年12月14日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の名称及び代表者の氏名、事務所の登録の別並びに登録番号
  - (1) 名称及び所在地 小松組建築設計事務所 北上市和賀町藤根14地割158番地
  - (2) 開設者の名称及び代表者の氏名 有限会社小松組 小松 忠男
  - (3) 事務所の登録の別 二級建築士事務所
  - (4) 登録番号 (い)第3258号
- 3 監督処分の内容 登録の取消し
- 4 監督処分の原因となった事実 法第10条第1項の規定により、当該建築士事務所の管理建築士が、岩手県知事から平成27年12月14日付けで二級建築士の免許の取消しを受けた。このことが、法第26条第2項第4号に該当する。